指定装備移転支援法人の公募に関する事前説明会において行われたご質問を踏まえたQ&A

〇日時 : 令和5年11月17日(金)14:00~15:00(日本時間)

○場所 : 防衛省市ヶ谷地区 庁舎EI棟8階 会議室C

○ 説明者 : 防衛装備庁 装備政策課、国際装備課

○参加法人: 12法人

指定装備移転支援法人に応募される法人におかれましては、以下のQ&Aをご確認の上、申請書を作成くださいますようお願いいたします。

指定表開移転叉接広へに必募される広へにわかれましては、以下のQQAをご確認の工、中調音をTF成くださいよりよりお願いいだしまり。					
番号	分類	ご質問(Q)	ご回答(A)		
1	装備移転仕様 等調整の内容 の決定について	企業(認定装備移転事業者)がどういった内容の 装備移転仕様等調整を行うかについて、指定装備 移転支援法人が決定することになるのでしょうか。	どういった内容の装備移転仕様等調整を行うかについては、外国 政府に対する装備移転が見込まれる場合に、防衛大臣が企業に対 して出す「防衛大臣の求め」に応じ、企業が作成する装備移転仕様 等調整計画において策定されるものであり、企業は当該計画につい て防衛大臣から認定を受けることで、自らが行う装備移転仕様等調 整の内容を決定することになります。 したがいまして、指定装備移転支援法人が装備移転仕様等調整 の内容を決定するということはありません。		
2	いせんのなけ	人类 (河内北供牧虾 古类 4) 。	中子人。六什两一一、一才, 叶连上压1、2 河中 + 平山 + 井供24 =		
2	助成金の交付 額の決定につい て	企業(認定装備移転事業者)への助成金の交付額については、指定装備移転支援法人が決定することになるのでしょうか。	助成金の交付額についても、防衛大臣から認定を受けた装備移転仕様等調整計画において決定されることになりますので、指定装備移転支援法人は、企業からの助成金交付申請を基に、当該計画において認定を受けた交付額の範囲内で企業に助成金を交付いただくことになります。		
3	助成金を交付す るタイミングの決 定について	企業(認定装備移転事業者)への助成金を交付するタイミングは、指定装備移転支援法人が決定することになるのでしょうか。	助成金を交付するタイミングについても、各年度での助成金の交付に関する計画を含め、防衛大臣から認定を受けた装備移転仕様等調整計画において決定されることになりますので、指定装備移転支援法人は、企業からの助成金交付申請を基に、当該計画において認定を受けた各年度の交付額の範囲内で企業に助成金を交付いただくことになります。		
4	助成金の精算に ついて	助成金の精算は、官側が行う原価監査等、助成 金使途の実績確認の報告を指定装備移転支援法 人が受け、指定装備移転支援法人がその報告を元 に余剰金を回収するとの理解でよろしいでしょうか。	助成金の精算については、助成金使途の実績確認を含め、指定装 備移転支援法人が行う業務となります。		
			このため、指定装備移転支援法人において、助成金の交付に関し、 その精算方法についても要領を定めていただく必要があります。		

番号	分類	ご質問(Q)	ご回答(A)		
5	「保護すべき情報」を取扱う体制の整備について	指定装備移転支援法人は、防衛省が定める「防衛 産業サイバーセキュリティ基準」を満たす体制の整 備が必要になるのでしょうか。	装備移転に関する情報の中には、防衛省が指定する「保護すべき情報」が含まれます。		
			このため、指定装備移転支援法人には、防衛大臣から当該法人に指定された後に、「保護すべき情報」を取扱うために必要な、防衛大臣が定める「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を満たす体制と同等の体制を整備していただく必要があります。なお、指定装備移転支援法人への応募に当たって、当該体制が整備されていることが要件とはなりません。		
6	基金に充てられ る補助金の交付 について	基金に充てる補助金として、令和5年度予算として 400億円が計上されており、これを当年度中に補助 金として交付し、基金を造成する必要があるとのこと ですが、令和6年度以降も同様の補助金が交付され るとの理解でよろしいでしょうか。	令和6年度以降の補助金の交付については、毎年度の予算によって決まるものですので、現時点においてお答えすることはできません。		
7	公募における加 点項目及び経 費見積の回答に ついて	指定装備移転支援法人は、加点項目による評価点と、経費見積によって選定するとのことですが、経費 見積はどのように算出すればよいのでしょうか。	経費見積の回答については、公募要領において装備移転業務の シナリオを提示していますので、このシナリオに基づいて見積額を 算出いただきますようお願いします。		
			なお、加点項目及び経費見積の回答は、いずれも回答様式を防 衛装備庁ホームページに掲載していますので、必ずこれらの回答 様式を用いて作成の上、ご提出くださいますようお願いします。		
8	いずれの国で採 用されるかわか らない将来の装 備品を日本企 業と外国企業が 共同開発する場 合について	いずれの国で採用されるかわからない将来の装備品を日本企業と外国企業が国際共同開発する場合にも、基金から助成されるのでしょうか。	基金からの助成金は、外国政府に対する装備移転が見込まれる場合において、移転対象物品について、安全保障上の観点から適切なものとするための仕様及び性能の調整を行う場合に交付されるものです。		
			したがって、現在存在しない新たな装備品を、いずれの国で採用 されるかわからない状況において企業同士が共同で開発するよう な場合には、助成の対象となりません。		
			いずれにしましても、どういった装備移転仕様等調整が助成の対象となるかについては、個別案件に係る計画の認定において決定されることになります。		

番号	分類	ご質問(Q)	ご回答(A)
9	指定装備移転 支援法人が行う 日本企業への 助言について	装備移転においては、外国政府との折衝状況を日本企業に広く周知されていないため、企業として積極的な取組がしがたい一面があると考えます。 官民が一体となって装備移転を推進していくのであれば、外国政府との交渉に指定装備移転支援法人も立ち会わせ、広く日本企業に戦略的な助言ができるようにした方がよいと考えますが、指定装備移転支援法人の助言業務には、こういった業務は含まれていないのでしょうか。	指定装備移転支援法人が行う助言は、装備移転仕様等調整に係る基金の活用等であって、外国政府との交渉に立ち合い、その状況を踏まえ広く日本企業に戦略的な助言を行うことまでを含んでおりません。 外国政府との折衝状況については、相手国政府との関係もあり、広く日本企業に情報を共有することが困難であることをご理解いただきたいと考えます。一方で、装備移転の推進のため、官民間でどのような情報共有を行うべきかも含め、官民一体となった取組を行えるよう、引き続き、検討を行っていきたいと考えます。